

○松阪市原田二郎旧宅条例

平成24年3月15日条例第1号
改正

平成30年7月12日条例第49号
平成30年12月19日条例第66号
平成31年3月28日条例第3号

松阪市原田二郎旧宅条例

(設置)

第1条 松阪市は、歴史的文化遺産の保存と活用及び郷土の文化に関する意識の向上を図るため、次の施設を設置する。

名称 原田二郎旧宅

位置 松阪市殿町1290番地

(事業)

第2条 原田二郎旧宅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 原田二郎旧宅の公開
- (2) 原田二郎旧宅に関わる資料の保存と活用
- (3) 文化財保護意識の啓発
- (4) 原田二郎旧宅に関わる文化活動及び観光交流のための活用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事業

(休館日)

第3条 原田二郎旧宅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 12月30日から翌年1月2日まで

(開館時間)

第4条 原田二郎旧宅の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入館料及び観覧料等)

第5条 原田二郎旧宅に入館しようとする者は、入館料を支払わなければならない。

2 入館料は、別表に定めるところによる。

3 市長は、特別の事業を実施するときは、その期間に限り、第1項の入館料のほか、観覧料その他の当該事業に関する料金（以下「観覧料等」という。）を徴収することができる。

4 観覧料等は、前項の事業の内容を考慮して、その都度市長が定めるものとする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入館料及び観覧料等を徴収しない。

(入館料の免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 原田二郎旧宅の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(損害賠償)

第8条 入館者は、自己の責めに帰すべき理由により原田二郎旧宅の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 原田二郎旧宅の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、原田二郎旧宅の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業にすること。
- (2) 原田二郎旧宅の維持管理にすること。
- (3) 原田二郎旧宅の利用及び利用料金にすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、指定管理者に入館及び観覧等に係る料金を利用料金として当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- (2) 第3条中「松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるとときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第4条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「観覧料」とあるのは「観覧に係る料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「徴収」とあるのは「収受」と、「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第6条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、入館に係る料金は、指定管理者が別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月10日から施行する。

附 則（平成30年7月12日条例第49号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月19日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		入館料	
		入館券	共通券
一般	個人	110円	80円
	団体	80円	60円
6歳以上 18歳以下	個人	50円	40円
	団体	30円	20円

備考

- 1 団体は、20人以上の場合に適用する。
- 2 共通券は、同一の日において、旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の4館のうち2館以上の施設に入館する場合に適用する。
- 3 共通券の金額は、2館以上の施設に係る共通券の金額のうち原田二郎旧宅に係る金額を指す。